

## 入院時食事療養（Ⅰ）の届出について

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しています。

〈入院食事療養費の標準負担額について（1食につき）〉

70歳未満の者（後期高齢者医療を受ける者を除く）	高齢受給者、後期高齢者	備考	1食につき	
			回復期	療養
上位所得者「ア」「イ」 一般「ウ」「エ」	現役並・ 一般（Ⅲ）		550円 (300円※1)	
住民税非課税「オ」	低所得者（Ⅱ）		270円	
		（入院90日超）	220円	
	低所得者（Ⅰ）		130円	160円

※1 指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童については一食について330円とする。

（令和8年6月1日より）

- 非課税（市町村民税非課税世帯）の方は、標準負担額減額認定証（低所得ⅡとⅠの方は限度額適用・標準負担額減額認定証）の交付を申請して下さい。
- マイナ保険証の利用で、限度額適用認定証等の交付を受けなくても、医療機関が所得区分を確認することができます。利用される方は受付へお声かけ下さい。

所沢リハビリテーション病院